

局長
課長
係長

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市二階町四丁目七

鳥取硝子株式会社々長 磯尾獎之助

一、建築物の位置 鳥取市元魚町二二番地ノ三

一、同 用途 硝子容器製造工場

一、同 構造 木造 スレート葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 一三三、〇平方米

突出する部分 一〇、八平方米

一、建築主の住所氏名 鳥取市東品治町二ノ一

松田 祇

昭和二十四年九月二十日
第二千四百十七号



一、建築物の位置 鳥取市東品治町二ノ九

一、同 用途 倉庫

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 三、七平方米

突出する部分 二、八平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる

事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百十一号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	年月日	商号又は 名 称	主なる營業所 の所在地	申請者 氏 名
鳥取縣知 事登録	昭和二十 四年九月 十五日	富士工務所	鳥取市大工 町頭十八番 地	林 信之

◇鳥取縣告示第五百十二号

度量衡法施行細則第四十八條により鳥取市の度量衡器計量器第一種取締を次のように執行する。

但し日別、検査区域及び器物提出場所は鳥取市長の告示による。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、検査執行期日 自昭和二十四年十月四日 至同 二十八日
- 二、検査区域 鳥取市全部

◇鳥取縣告示第五百十三号

鳥取縣協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則に基いて実施した昭和二十四年度専門技術員審査の合格者は次のとおりである。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

病害虫	水谷 義清
同	橋岡 良夫
土壤肥料	苗村 一三
同	徳永 鉄藏
同	田中 至孝
同	藏本 鼎
同	野田 愛三
同	高橋 惣市
麦及び雑穀	

同 間 壽太郎

同 水沼 永吉

同 石内 乙兒

同 猪口 憲一

同 猪口 憲一

同 倉元 光嘉

同 猪口 憲一

同 河崎 健夫

同 猪口 憲一

同 河崎 健夫

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第十四号

社会教育法第二十五條、第二十六條の定めるところにより公民館の設置廃止及び設置者変更の届出規則を次のように定める。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣教育委員會

公民館設置、廃止及び設置者変更届出規則

第一條 社会教育法(以下單に法という)第二十五條に定める報告は第一号及第二号の様式による。

第二條 法第二十六條に定める届出は第三号、第四号及第五号の様式による。

第三條 前二條の報告、届出事項に変更のあつた場合は、その都度報告及び届出をしなければならない。

附 則

この規則は昭和二十四年九月十四日から適用する。

第一号様式

年 月 日

市(町、村)長 氏 名

鳥取縣教育委員會殿

公民館設置報告について

本市(町、村)に公民館を設置しましたので社会教育法第二十五條の規定により左記事項を附し報告します。

記

一、名称

一、位置
一、開館年月日

一、管理者の氏名

一、用地、建物の面積及図面

一、公民館備品明細書

一、公民館設置條例寫

一、公民館規則寫

一、公民館運営審議會規則寫

一、職員及び運営審議會委員氏名表

一、当該年度の事業及経費予算書

一、公民館利用地域内の人口数

一、その他参考となる事項

(記載上の注意)

1、土地建物に関する記載については総面積、建坪、新築
轉用、併設の別及建物の平面図を記載する。

2、職員及び運営審議會委員氏名を記載するときは前者
はその専任、兼任の別、兼任の場合はその役職名を附
記、後者は法第三十條第一項各号の該当号所屬団体名

職業名、役職名年令、住所を附記し兩者共教職員適格
審査に適格せる旨明示すること。

第二号様式

年 月 日

市(町、村)長 氏 名 印

鳥取縣教育委員会殿

公民館廃止報告について

何市(何郡、町、村) 公民館を廃止しましたので
社会教育法第二十五條の規定により左記事項を附し
報告します。

記

一、廃止公民館の名称及び所在地

一、廃止した年月日

一、廃止した理由

一、廃止に関する議会の議決書寫

一、財産施設及備品の処分方法

第三号様式

年 月 日

法人代表者 氏 名 印

鳥取縣教育委員会殿

公民館設置届出について

本法人は公民館を設置したいので社会教育法第二十六
條の規定により左記事項を附し届出ます。

記

一、名称

一、位置

一、開館しようとする年月日

一、設置者の名称又は氏名

一、用地、建物の面積及図面

一、公民館規則寫

一、公民館運営審議會規則寫及び委員氏名表

一、職員氏名表

一、当該年度の主要事業及び経費予算

一、定款又は寄附行爲其の他の諸規則の寫

一、その他参考となる事項

(記載上の注意)

第一号様式を参照すること。

第四号様式

年 月 日

法人代表者 氏 名 印

鳥取縣教育委員会殿

公民館廃止届出について

本法人設置にかゝる 公民館を廃止したいので社会
教育法第二十六條の規定により左記事項を附し届け出
ます。

記

一、廃止しようとする年月日

一、廃止しようとする理由

一、廃止についての総会又は理事会の議決書寫

第五号様式

年 月 日

旧法人代表者 氏 名 印

新法人代表者 氏 名 印

鳥取縣教育委員会殿

公民館設置者変更届出について

